

2003年度の計算機利用申請と利用期限

来年度からの国立大学の法人化を控え、今年度に限り、基本負担金コースの計算機利用申請および利用期限について、下記のとおりとなりますのでお知らせします。

記

1. 利用申請書の受付期限 : 2004年3月12日(金) 必着
2. 利用負担金の最終課金時期 : 2004年2月12日(木) 締め

2月までの基本負担金は月額、従量制に係る負担金は2月12日(木)終了分までとし、それ以降に実行された分および3月分(基本負担金及び従量制に係る負担金)については、無料とします。

なお、2月分ファイル負担金については、長期は月額で、短期は日割りとします。

3. 利用期限 : 2004年3月サービス終了日

4. 留意事項

- 1) 予算の振替を行う経費科目の2003年度利用負担金は、2004年2月中旬に手続きする予定です。

- 2) 科学研究費補助金による計算機利用について

科学研究費のみで計算機を利用されている方は、今年度に限り利用期限を3月末まで延長します。

科学研究費の納入告知書は、2004年2月中旬に発行する予定です。これより前に最終の納入告知書の発行を希望される方は、2004年1月中旬までに「大型計算機システム届出書」を提出し、利用登録取消項目の取り消し希望日を1月の月末処理日(この場合利用期限は1月末となります)として下さい。

- 3) 利用期限後はファイルを消去しますので、必要なファイルはバックアップをとるなどの措置をして下さい。なお、後日通知予定の2004年度継続手続きを行った方は、ファイル(長期)を継続します。

5. その他

上記の利用期限についてはサービス休止の期間が決定次第、センターの広報(スーパーコンピューティングニュース、LOGON/login メッセージ、web ページ等)によりお知らせしますのでご了承下さい。